

Financial Adviser

ファイナンシャル・アドバイザー

8

2008

好評連載

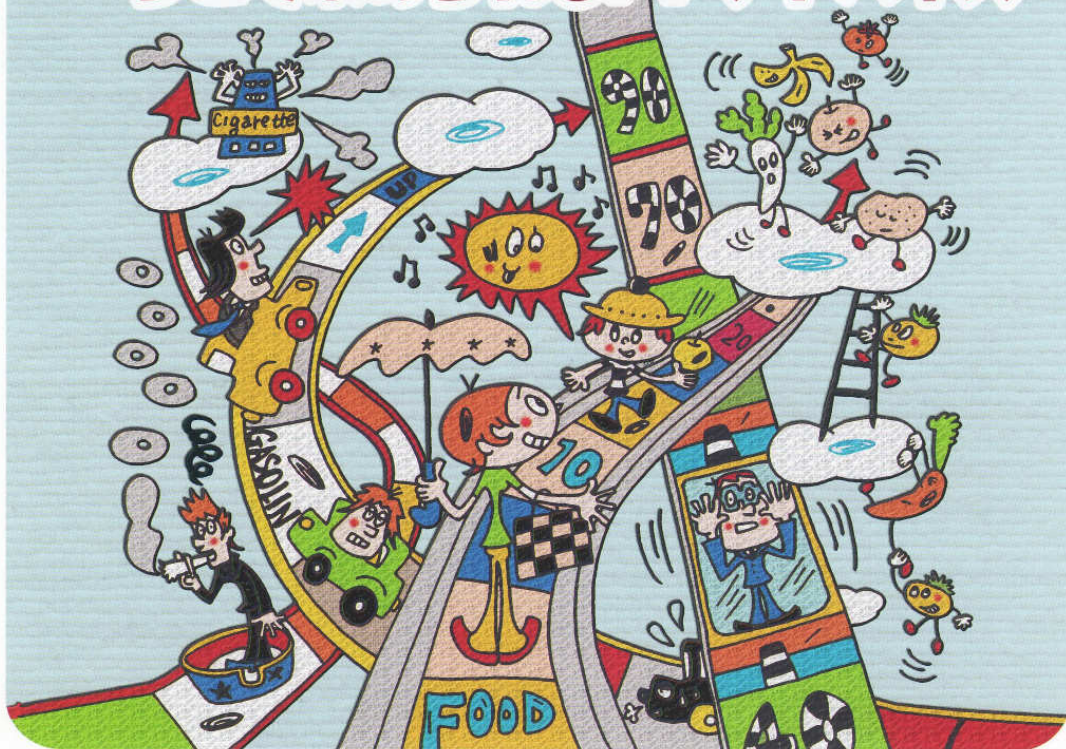
保険商品バッチリアドバイス
「自由設計型保険の主な商品性」

年金力パワーアップ講座
「厚生年金の分割制度」

特集

物価高に負けない 資産運用

～今こそ求められるFPアドバイス



タックス
博士の

1からはじめる

税金教室

●第5回のテーマ●

相続税①

課税財産の評価方法と
課税遺産総額の求め方



◀タックス博士

落合会計事務所 古井洋平

博士 こんにちは。前回までの4回で、所得税の全体の流れから所得控除までを勉強しましたね。5回目と6回目は内容を変えて相続税の勉強をしていきましょう。

大輔・香織 よろしくお願ひします。

博士 相続税と聞くと、二人はどんな税金だとイメージしますか。

香織 亡くなった人の持っていた財産にかかる税金ですよね。

大輔 財産といってもどこまでが亡くなった人の財産なのでしょう。

博士 そうですよ。なかなか携わる機会も少ないので、難しいイメージを持ってしまいますよね。

今回はそんな相続税の仕組みから、①相続税のかかる財産、②相続税の基礎控除について勉強しましょう。

香織 私のお客様にこの年配の方がいて、相続税をすごく心配していたので、今日の勉強を生かしたいと思えます。

大輔 銀行のお客様には資産家の方も多いですからアドバイスの範囲を広げたいと思います！

博士 相続が発生するということは、簡単に言うと、人が亡くなることをいいます。では、相続人と被相続人とは誰を指すか分かりますか？

香織 被相続人が亡くなった人、相続人が亡くなった人の資産を引き継ぐ人のことですよね。

博士 正解です。とっさに言われると分かりづらいこの「被相続人」と「相続人」の関係をしっかりと覚えましょう。

大輔 はい。反対にしてみましたら大変ですね。相続が起こり相談に来て下さるお客様が、相続人ということですね。

博士 そうですね。それでは相続税の計算の仕組みに入っていきますよ。

お墓や仏壇などが非課税財産となるが…

博士 相続税の計算は、被相続人の「課税財産」を評価し、「債務」を差し引くことから始まります。

香織 債務とは、借入金や未払金などですよね。課税財産とは、ど

ういふものを指すのでしょうか？

博士 課税財産とは、財産の中でも課税の対象となるものをいいます。反対に、税金の対象にならない財産が「非課税財産」です。非課税財産以外はすべて課税財産と覚えてください。

大輔 課税の対象とならない非課税財産がいっぱいあるといいですね。どんなものが非課税財産となるのですか？

博士 大輔君、残念ながら非課税財産はそんなに多くはないのです。代表的なものは、お墓と仏壇です。お墓と仏壇であればどんなに高価なものでも、原則として非課税となります。ただし、被相続人が亡くなった後に買ってしまつと、相続時点では、その分の現預金が残っていることになり、課税財産となるので気をつけましょう。

香織 亡くなった後に節税目的で購入しても遅いということですね。

博士 そうですね。では、税金の対象となる課税財産のうち一般的な財産の評価について、簡単に見

ていきましよう。

ます土地です。財産の大きな割合を占めることの多い土地ですが、都市部の土地は「路線価方式」で評価することになります。

大輔 「路線価方式」とはどのようなものですか？

博士 路線価とは国税庁から発表されるもので、道路に値段を付けたものです。今年の7月1日に発表されました。国税庁のホームページで路線価図を見ることが出来ます。道路に接していないと建物が建てられないので、道路に値段を付けておけば、ほとんどすべての土地の評価ができることとなります。例えば、路線価4000千円/㎡に接している土地が100㎡あれば4000万円の評価額となります。

香織 同じ100㎡の土地でも、路線価が高い土地ほど評価額が高くなるということですね。

博士 そういうことになりましたね。

次は借地権です。香織さん、借地権とはどのようなものか知っていますか。

香織 土地を他人から借りて家を

建てている場合、その土地を借りている人が持っている土地の権利のことですね。

博士 そのとおり。借地権が土地に対してどのくらいの権利を占めているかを「借地権割合」と言いますが、これは国税庁がその地域ごとに定めた路線価図で見ることが出来ます。先ほどの4000万円の土地の借地権割合が70%だとすれば、その土地の借地権の評価額は2800万円ということになります。

大輔 借りている土地だから課税財産にならないと考えている人も多そうなので注意が必要ですね。

博士 そうですね。借地権の次は建物です。自宅や賃貸アパート・賃貸マンションなど、建物の評価は市町村から発行される「固定資産税の評価証明書」により計算されます。この証明書に記載された評価額を基に計算し、自宅は評価額そのまま、賃貸アパート・賃貸マンションは、評価額の70%となります。

香織 賃貸物件の方が評価額が下

がるのですね。覚えておきます。

博士 さらに預貯金などの金融資産についても見てみましょう。預貯金は亡くなった日の残高となりますので、各金融機関から残高証明書を取り寄せましょう。定期預金については、相続時点での解約利息を加算します。

大輔 博士、亡くなる直前に預貯金を全部引き出した場合には残高はゼロになりますか。

博士 確かに、預貯金はゼロとなりますが、引き出した現金が手元にあるわけですから、引き出した金額を「手元現金」として申告しなければいけません。

香織 通帳を見れば引き出した事実が分かってしまうので、隠すことはできません。

株式の評価では4要素から有利な金額を選択できる

博士 そのとおり。次は株式です。最近では、インターネットで買つことができるため、株を持っている人も多いですね。株式については、①相続当日の終値、②相続した月の月中平均、③前月の

月中平均、④前々月の月中平均、の計4要素を比較して、いずれか低い金額を選択することとなります。

大輔 相続人にとって、有利な金額を選べるということですね。

博士 そういうことになりましたね。続いて日本人の約9割が入っている生命保険です。生命保険の保険金には、「500万円×相続人の数」という非課税枠があります。相続人が3人なら、受け取った保険金のうち、1500万円までの保険金は、非課税ということになります。

香織 受け取った金額から非課税枠の金額を差し引いた金額が評価額ということですね。

博士 そのように覚えてください。次に3年以内の贈与財産についてですが、相続税の対策として贈与を活用する人も多いですが、相続人または受遺者（遺言によって財産の贈与を受ける人）が、被相続人から相続前3年以内に受け取った財産は、相続財産に持ち戻して計算することとなります。

大輔 節税のために贈与を考えて

も、その贈与から3年以内に被相続人が亡くなってしまつと、贈与した金額がそのまま相続財産になるといふことですか。

博士 そうですね。亡くなる直前に慌てて贈与をしても意味がないといふことになりませう。

最後に自社株です。自分や親族などが経営して、上場していない会社の株式を自社株といひます。

香織 私のお客様の中にも、親族だけで経営している会社がたくさんあります。

博士 中小企業の社長の相続などが起きた場合、上場企業と違い相場がないため、売りに売れない財産ですが、こちらにも相続税の対象となることに注意しなければいけません。

大輔 何だか評価が難しそうですね。

博士 その評価ですが、相続直前の決算期の会社の決算書がベースとなり、会社の資産のうち評価替えが必要なものがあれば、相続時点での評価額にしなければなりません。つまり、「会社を設立したときに投資した資本金が評価額で

はない」といふことになりませう。

自社株の評価は、二つの評価額を加算平均して計算します。一つが「類似業種比準評価額」です。これ

は、その会社と同種類の上場株式の株価と比べて評価する方法です。もう一つが「純資産評価額」で

す。これは、その会社が解散したときの価値を基に評価する方法です。会社が赤字で、配当を出して

おり、さらに過去の利益の大きい会社は株価が高くなります。

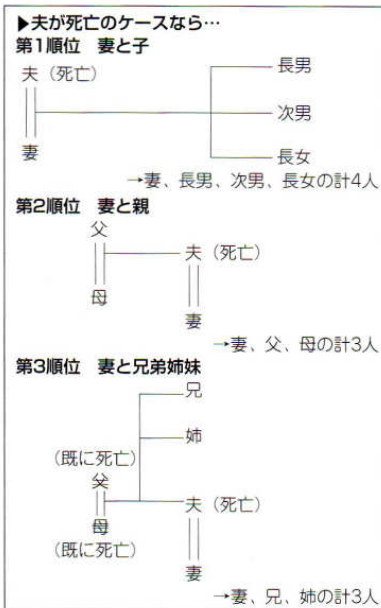
相続放棄をする場合は3カ月以内に手続きを行う

博士 このように、一つ一つの財産について詳しく評価をしていき、相続時点での「時価」を計算するわけです。その総額から借入金などの債務を差し引いたものが「課税価格」となります。これが被相続人の持っていた財産の総額というわけです。

大輔 債務の方が多い場合、税金はかからないのですか？

博士 いいところに気がつきませうね。債務の方が多い場合には、相続税はかかりませんが、「相続

図表1 相続人とは



放棄」をしないと、借入金などを引き継ぐことになってしまひます。

香織 「相続放棄」をするにはどのような手続きを行えばいいのでしょうか。

博士 「相続放棄」は「相続を知った日から3カ月以内」に家庭裁判所に所定の手続きをしなければなりません。

大輔 「相続を知った日から3カ月以内」といふと、知らなかつた場合はどのようになるのですか？
博士 相続人の一人が海外に行つている場合など、相続があつたことを知るこができない場合が考

えられますね。例えば実際に相続があつた日から1カ月後に海外から帰つてきて、相続を知つたのであれば、その日が「相続を知つた日」となりますので、その日から3カ月以内になります。

香織 他の相続人とタイムラグがある場合があるわけですね。

博士 そういふことになりますね。それでは、「課税財産」の方が「債務」より多い一般的な話に戻しましう。

香織 博士、ここまでの流れをまとめると、「被相続人の課税財産を洗い出して、それぞれ評価をして合算したものが課税財産の総

1からはじめる税金教室

図表2 課税遺産総額の求め方

第一段階
課税財産を評価し債務等を差し引きます。

課税財産	土地	借入金 葬式費用 その他	基礎控除
	借地権 建物 預貯金 現金 株式 保険金 死亡退職金 その他 3年以内贈与財産		
非課税財産	墓地 仏壇 その他		
		課税価格	課税遺産総額

額。そこから債務を差し引いて、課税価格を求める。こんな感じでしょうか。

博士 そのとおりです！ それでは次に進みましょう。

基礎控除以内だと相続税額はゼロ

博士 課税価格まで計算できたら、課税価格からさらに差し引くことのできるものが「基礎控除」となります。

大輔 基礎控除？ いへへ差し引くことができるのですか？

博士 基礎控除を求める算式は5000万円＋1000万円×相続人の数)となっています。

香織 どのような人が「相続人の数」の対象になるのですか？

博士 日本の平均寿命は、厚生労働省発表の「平成18年簡易生命表」によると男性が79・00歳、女性が85・81歳ですので、夫が先になくなることが多くなります。そのとき、妻は必ず相続人となります。さらに子がいる場合は、「妻と子」の子がいない場合には、「妻と夫の親」。子も親もいない場合には、「妻と夫の兄弟姉妹」が相続人となります。

博士 式を見ただけではピンとこないと思いますので、次の例で考えてみましょう。

博士 香織さん、大輔君、妻と子

供二人が相続人となったケースでの基礎控除はいくらになるか分かりますか？

香織 妻と子供が二人で相続人は3人ですから、5000万円＋3000万円で8000万円です。

大輔 なるほど、課税財産が8000万円以内なら、税金がかからないということですね。

博士 そうですね。もし被相続人の課税財産が5000万円＋6000万円くらいであれば、ひとまずこの基礎控除で相続税の心配はない、ということが分かりますね。

香織 この基礎控除を超えた部分に、税金がかかることになるのですか？

博士 そのとおり。課税財産から基礎控除を差し引いた金額を「課税遺産総額」といい、ここに税金がかかるわけです。それでは大輔君、先ほどの妻と子供二人が相続人のケースで課税価格が1億円だとしたら課税遺産総額はいくらになりますか？

大輔 えーと、基礎控除が8000万円ですから1億円から差し引

課税財産を評価して債務等を差し引き、さらに基礎控除を差し引き、相続税計算の基となる課税遺産総額を求めます。



くと課税遺産総額は2000万円です！

博士 正解です。それでは、一度ここまでの流れをおさらいしてみましょう。

香織 まず課税財産を評価して、債務を差し引き、課税価格を求めます。

大輔 そこから基礎控除の5000万円＋1000万円×相続人の数)を差し引き課税遺産総額を求める。ここまですが今回の流れですね。

博士 二人ともよく覚えましたがね。次の回では、相続税の総額から各人の納付額の計算までを勉強します。